

伊賀市告示第 269 号

旧上野ふれあいプラザ跡地活用デザイン会議設置要綱を次のように定める。

令和7年12月3日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

旧上野ふれあいプラザ跡地活用デザイン会議設置要綱

(設置)

第1条 旧上野ふれあいプラザの跡地利活用及び整備に関して広範な見地から検討を行うため、附属機関の設置等に関する条例(平成19年伊賀市条例第31号)第2条の規定に基づき、旧上野ふれあいプラザ跡地活用デザイン会議(以下「デザイン会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 デザイン会議は、旧上野ふれあいプラザの跡地の利活用、整備、運用等に関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 デザイン会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門知識を有する者
- (3) 市民からの公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命の日から答申がされる日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 デザイン会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、デザイン会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 デザイン会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の設置等)

第8条 デザイン会議は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、デザイン会議が定める。

(庶務)

第9条 デザイン会議及び部会の庶務は、産業農林部中心市街地推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、デザイン会議の運営に関し必要な事項は、委員長がデザイン会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年12月3日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。